

債権執行についての説明文

裁判所

COURTS IN JAPAN

[サイトマップ](#)
[お問い合わせ](#)
[このサイトについて](#)
[プライバシーポリシー](#)
[ENGLISH](#)

鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所・鳥取県内の簡易裁判所
 トップページへ

サイト内検索

検索

文字サイズ調整
 小
中
大

[裁判所について](#)

[裁判手続の案内](#)

[規則集](#)

[採用試験情報](#)

[調達・公募情報](#)

[オンライン手続](#)

[関連サイトへのリンク](#)

[裁判所トップページ](#) >
 [各地の裁判所](#) >
 [鳥取地方裁判所・鳥取家庭裁判所](#) >
 [裁判手続きを利用する方へ](#) >
 [手続案内](#) >
 債権執行

裁判例情報

司法統計

見学・傍聴案内

鳥取の裁判所について

裁判手続を利用する方へ

県内の裁判員制度関連情報

見学・傍聴案内

関連サイトへのリンク

債権執行

□申立て等における注意事項
(申立てに必要な書式は、[ここ](#)をクリックしてください。)

1. 債務名義正本、執行文(※1)及び送達証明書(※2)について

まず、債権差押命令の申立てには、差押えをするための根拠となる請求債権を記載した裁判所の判決、和解調書、調停調書、仮執行宣言付支払督促や公証人の作成した公正証書等(これらの文書のことを「債務名義」といいます。)が必要です。さらに、これらの正本に「執行文」が付与されていることが必要となります。そして、同正本の債務者に対する送達証明書も必要です。

なお、債務名義に執行文が付いていなければ、債務名義を作成した係で執行文の付与を受けてください。

ただし、家庭裁判所の養育費や婚姻費用分担金等の支払を定める調停調書や審判書、簡易裁判所の仮執行宣言付支払督促や仮執行宣言付少額訴訟判決については、執行文は通常必要ありません(場合によっては、執行文が必要な場合もありますので、裁判所にお問い合わせください。)。また、家庭裁判所の審判書については、確定証明書が必要となります。
2. 申立てをする裁判所

申立てをする裁判所(管轄)は、原則として、債務者の住所地(会社の場合は本店所在地)を管轄する裁判所です。

なお、債務者の現在の住所氏名(商号)が債務名義上の住所氏名(商号)と異なるときは、その両方を併記し、住所のつながりや氏名(商号)の変更を住民票、戸籍附票、商業登記事項証明書(法務局で申請・交付してもらってください。)等で証明してください。
3. 申立書の書式

A4判の用紙に、横書き、左とじの方式です。左側に3センチ程余白を空けてください。
4. 作成する申立書等の通数

申立書は、1通提出してください(各丁ごとに上部に捺印を押してください。また、下部に丁数を入れてください。)

各目録(捺印、訂正印、丁数等は記入又は押印しないでください。)を次の通数だけ提出してください。

 - 当事者目録・・・当事者の数+1(通常は4通)
 - 請求債権目録・・・当事者の数+1(通常は4通)
 - 差押債権目録・・・当事者の数+1(通常は4通)

5. 申立書作成上の注意

申立書には、債権者(代理人)の電話番号、FAX番号を記載してください。
当事者目録の各当事者の住所には、郵便番号を記載してください。

6. 添付する証明書等について

資格証明書又は商業登記事項証明書は、申立日から3か月以内に法務局が発行したものを提出してください(資格証明書又は商業登記事項証明書は、債権者、債務者、第三債務者(※)のいずれかが法人である場合に必要です。)

※ 第三債務者… 債権者・債務者がいる場合、債務者に対して支払うべきお金をもっている者のこと。例えば、債務者の勤務先会社(給料を支払う。)、債務者が預金している銀行(預けられているお金がある。)、債務者の取引先(債務者に支払うべき契約上のお金がある。)などです。債務者の何を差し押さえるかによって、変わってきます。

7. 申立手数料

申立手数料は、原則として1件4,000円です。収入印紙で用意してください。ただし、債務名義や当事者の数によって手数料額が異なりますので、裁判所にお問い合わせください。

8. 予納郵便切手(陳述催告の申立て(陳述催告の申立ての説明は、10をご覧ください。))がある場合)

裁判所からの書類送達費用等として、郵便切手2,900円分が必要です。

内訳は、

(1)債務者に対する命令正本送達費用	1,050円
(2)第三債務者に対する命令正本送達費用	1,100円
(3)第三債務者からの陳述書提出費用	500円
(4)債権者への陳述書送付費用	80円

(5)債権者に対する命令正本送付費用 90円

(6)債権者に対する送達通知書等送付費用 80円

ですが、目録の枚数が多くなる場合は、更に郵便切手が必要となる場合があります。

また、第三債務者の送達先が1箇所増すごとに(1,100円,500円,80円の組)合計1,680円分を足してください。

9. 請求債権目録の執行費用に計上できる金額について

債務者1名で請求債権1つ、第三債務者1名の場合は次のとおりです。

- 申立手数料 4,000円
- 資格証明交付手数料 1,000円×通数
- 差押命令送達料等 2,900円
- 申立書作成及び提出費用 1,000円

10. 陳述催告の申立て

第三債務者に対し、差押債権の有無やその金額等の内容につき回答を求める陳述催告の申立ては、差押命令の申立てと同時にしてください。

11. その他

申立て等裁判所に来られるときには、補正、訂正ができるように本人(代理人)の印鑑を持参してください。

債権差押命令申立書

鳥取地方裁判所 御中

平成 年 月 日

債権者 _____

印

TEL () FAX ()

当事者，請求債権，差押債権は，別紙目録記載のとおり

債権者は，債務者に対し，別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが，債務者がその支払をしないので，債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類

執行力ある債務名義の正本	1 通
同 送達証明書	1 通
資格証明書	__通
第三債務者に対する陳述催告の申立書	1 通

当 事 者 目 録

債 権 者

所在地（又は住所） 〒 _____ - _____

名 称（又は氏名） _____

債 務 者

所在地（又は住所） 〒 _____ - _____

名 称（又は氏名） _____

第三債務者

所在地（又は住所） 〒 _____ - _____

名 称（又は氏名） _____

送達場所 〒 _____ - _____

請求債権目録

_____裁判所平成_____年(____)第_____号事件の執行力ある判決
正本に表示された下記金員及び執行費用。

1 元 金 金 _____円

2 損 害 金 金 _____円

上記1の元金に対する平成_____年_____月_____日から平成_____年
_____月_____日まで、年_____パーセントの割合による金員

3 執行費用 金 _____円

(内 訳) 申立手数料 4,000円
命令送達料 _____円
申立書作成及び提出費用 1,000円
資格証明書交付手数料 1,000円

合 計 金 _____円

差 押 債 権 目 録

金 _____円

債務者（ _____勤務）が第三債務者から支給される，
本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書金額に満つるまで。

記

- 1 給料（基本給と諸手当，ただし，通勤手当を除く。）から給与所得税，住民税，
社会保険料を控除した残額の4分の1
（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を
控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1
（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除
した金額）

なお，1，2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税，住民
税を控除した残額の4分の1につき，1，2と合計して頭書金額に満つるまで。

第三債務者に対する陳述催告の申立書

鳥取地方裁判所 御中

平成 年 月 日

債権者 _____
印

債権者

債務者

第三債務者

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てる。